

令和8年 第1回 高鍋町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年1月28日(水) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 6名  
農地利用最適化推進委員 4名

農業委員

1番 橋口 昌央 2番 幸妻 正浩 5番 松井 正一郎  
6番 永友 薫 7番 坂元 洋子 会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

2番 久保田 伸博 3番 山本 浩司 7番 坂本 幸  
8番 加藤 重利

4. 欠席委員 農業委員 1名  
3番 上野 光正  
農地利用最適化推進委員 2名  
1番 宮越 美秋 5番 小原 拓也

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第1号 農地移動適正化あっせん基準の承認について
- 第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第7 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の承認について
- 第8 議案第5号 令和8年度高鍋町農作業料金(参考)の承認について

6. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 小澤 宏之  
係長 金城 朋子 主査 吉田 竜人

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、定刻になりました。

会議の進行を坂本会長、よろしく願いいたします。

[議長]

ただいまから、令和8年第1回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は6名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、4名が出席です。

なお、欠席の3番、上野光正委員、1番、宮越美秋推進委員及び5番、小原拓也推進委員からは、欠席届が提出されております。

本日は、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。

議案討論の際に申し上げますので、よろしく願いいたします。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、1番、橋口昌央委員、2番、幸妻正浩委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり、本日1月28日、水曜日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい、事務局でございます。

2ページを御覧ください。

5日に「仕事始め式」が行われております。

14日に「西都児湯市町村農業委員会事務局長会議」が開催され、本日の議案第5号に関係します、令和8年度の農作業料金等の協議を行っております。

15日に「地域計画協議の場」全地区一緒になりましたけども、開催されております。

27日に県の「農業会議の巡回」が行われました。

明日29日ですが「高鍋町農業経営改善等対策会議」が開催されます。よろしく申し上げます。

1月の総会関係でございますが、21日が現地調査で、本日28日が総会となっております。

続きまして、2月の業務計画となります。

13日に「市町村農業委員会事務局長会議」が開催されます。

24日に「みやざき農業委員会女性ネットワーク研修会」が開催されます。

総会関係になりますけども、20日が現地調査、27日が総会となっておりますので、よろしく願いいたします。業務報告と計画は以上です。

続いて、県進達経過報告です。

令和7年11月28日 農業委員会総会承認分

農地法第5条申請、〇〇〇〇と〇〇〇〇さんの営農型太陽光発電事業の件は、令和7年12月23日付けで許可となっております。以上です。

4ページをお開きください。

「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」です。

1番 所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 598㎡ ほかに2筆 計1,129㎡

所有者 〇〇〇〇

届出人 〇〇〇〇

2番 所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 1,360㎡ ほかに13筆 計11,294㎡

所有者 〇〇〇〇

届出人 〇〇〇〇

2件とも、相続による所有権移転となっております。以上です。

6ページになります。

「農地法第18条の規定による合意解約の通知」です。

- 1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番 田 ほか3筆  
貸付人 〇〇〇〇  
借受人 〇〇〇〇
- 2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番 田  
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社  
借受人 〇〇〇〇
- 3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番 田  
貸付人 〇〇〇〇 ほか1名  
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
- 4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 田  
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社  
借受人 〇〇〇〇
- 5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 田  
貸付人 〇〇〇〇  
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
- 6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 田 ほか4筆  
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社  
借受人 〇〇〇〇
- 7番 農地の所在 大字〇〇字〇〇〇\*\*\*\*番\* 田 ほか4筆  
貸付人 〇〇〇〇  
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
- 8番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 田 ほか9筆  
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社  
借受人 〇〇〇〇

9 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*\*番\* 田 ほか9筆  
貸付人 〇〇〇〇  
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

10 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*\*番\* 畑  
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社  
借受人 〇〇〇〇

11 ページの2になります。

11 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*\*番 畑  
貸付人 〇〇〇〇  
借受人 〇〇〇〇

以上です。

引き続き、12 ページになります。

「農業経営基盤強化促進法による使用貸借契約の合意解約届出書について」  
です。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*\*番\* 畑  
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社  
借受人 〇〇〇〇

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*\*番\* 畑  
貸付人 〇〇〇〇  
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*\*番\* 田 ほか2筆  
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社  
借受人 〇〇〇〇

4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*\*番\* 田 ほか2筆  
貸付人 〇〇〇〇  
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

以上です。

[議長]

ただいまの報告2ページから13ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第1号「農地移動適正化あっせん基準の承認について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、14ページをお開きください。

議案第1号「農地移動適正化あっせん基準の承認について」です。

あっせん基準につきまして、15ページから22ページになります。

国の農地移動適正化あっせん事業実施要領及び農地移動適正化あっせん事業実施要領の運用についての一部改正に伴い、高鍋町農業委員会の農地移動適正化あっせん基準の見直しを行うものでございます。

変更点といたしましては、17ページになりますが、第5条のところに、農業経営基盤強化促進法の一部改正により、同法第19条第1項に規定する地域計画の区域内ということで、追加をいたしております。

次に、その下の第6条になるのですが、あっせん譲受け等候補者名簿以外に、農業を担うものとして、地域計画に位置付けられている者は、名簿に登録されている者とみなすということで追加しております。

そのほか21ページになりますが、別表第1こちら2020年の農林業センサスの結果を反映しております。

続いて22ページの別表第2については、高鍋町の基本構想の別表を反映しております。

今後につきましては、本日の総会で承認をいただいた後、県に申請して認定を受けた後に、町の掲示板及びホームページに公表する予定としております。以上で説明を終わります。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号5、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、23ページをお開きください。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番 その他の使用収益権

所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 田 5, 455㎡

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

2番。

[2番]

はい、説明いたします。

この案件は先月、令和7年12月の総会で承認をいただいた、〇〇〇〇さんから公社への案件でございまして、今回、〇〇〇〇さんが使用収益権ということで、1年10か月で設定をするという案件でございます。

場所は、25ページをお開きください。

縦に見てもらうと、〇〇というのが見えると思いますが、その先を南に約300m行ったところに〇〇〇〇さんの〇〇がありますが、その手前を西に曲がって行きますと、その圃場があります。

その圃場は現在、麦が作付けをされていたところでございます。

〇〇〇〇さんは、皆さん御存じだと思いますが、〇〇また水稻を大規模にやられる認定農業者でございます。以上です。

[議長]

事務局から、補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい、27ページをお開きください。

農地法第3条調査書を付けております。

農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり許可することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2番 所有権移転 有償

所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 984㎡ ほかに3筆 計3,480㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

1番。

[1番]

はい。1番、説明します。

この件は、譲渡人の〇〇〇〇さんから、譲受人、〇〇〇〇さんへの所有権移転の申請です。

1月21日に農業委員、農地利用最適化推進委員立ち会いの下、事務局と現地視察してきました。

資料29ページを御覧ください。

中央の青い部分が〇〇川で、その上が〇〇の交差点になります。

〇〇交差点を〇〇方面に向かい、〇〇川を越えて上り坂途中から左折しますと、今回の譲受人、〇〇〇〇さんの自宅があります。

申請地は、〇〇〇〇さんの自宅周辺であります。

資料30ページを御覧ください。

\*\*\*\*番、1,008㎡。\*\*\*\*番\*、852㎡。\*\*\*\*番\*、636㎡は、棚田状になっており、\*\*\*\*番から順に、上に上るような形に位置しております。

また\*\*\*\*番\*、984㎡は、\*\*\*\*番\*と、ある地帯から山林化しており、現在、遊休農地化しております。

令和6年に〇〇〇〇さんが、売渡し申し出をあっせんに出されていた4筆です。

いずれも地目は田で、4筆で合計3,480㎡。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへ、今回買って欲しいとの相談をされたところ、今回の話がまとまり申請になりました。

金額は全てで〇〇〇〇円、10a当たり〇〇〇〇円となっております。

現況\*\*\*\*番\*以外は、きれいに耕運されておりました。

〇〇〇〇さんは、経営規模拡大のため購入を考えているようです。

本日、電話にて〇〇〇〇さんに、遊休農地化されている\*\*\*\*番\*をどうするのかと尋ねたところ、現状維持ということで、今後の方向をと聞こうと思ったら電話を切られました。以上です。審議のほどよろしく申し上げます。

[2番]

規模拡大にならないね。

[事務局]

それを言った時点で、議案を承認できないです。

現状維持が、どういう現状維持かですよね。荒れている現状維持なのか、今後耕作していき、使えるように変えるというので、すぐはできないけど、今のところはという現状維持なのか。

[1番]

それを聞こうと思ったけど、すぐ電話を切られました。

[事務局]

どうするかですね。委員さんの判断です。  
来月に回すのか、放置するなら却下するのか。

[1番]

〇〇〇〇さんは困るでしょうね。

[2番]

〇〇〇〇さんは、規模拡大でしょう。なのに現状維持はないよね。  
手を入れるなら分からなくはないけど。

[事務局]

今、持っているのにプラスするから、規模拡大という表現はあると思う。  
ただ橋口委員が、それはどうするのと聞いたときに、今はそのままだけど、  
後で順次耕作するという答えを聞いておけば、問題はないと思うのですが、  
それで電話を切ったなら確認するしかないですね。

[2番]

荒れているところまで含めての今回の案件だからね。荒れているところを省  
いての規模拡大なら該当するだろうけど。

[1番]

農業委員としては、遊休農地化している現況を見送ることはできないので、  
今後の意向を確認したかったのですが、本人からその確認は取れませんでした。

[事務局]

現地確認に行ったときは、どうだったのですか。

[1番]

遊休農地でした。

奥の方で、そこまで歩いて行かなかったのですが、写真を提供していただき  
て、それを見て確認しております。見るからに荒れています。

[2番]

確認したときに、時間はかかるかもしれないけども、手を入れようかと思っていると言えば、違うけどね。

[事務局]

ただ、今日の議案としてだけで物を言ったら、議案はひとつなので、認めるか認めないかだけで、仮に認めるかどうか判断するのは、電話が途中で終わっているのであれば、暫時休憩で休憩入れて、その場で確認取って、その上でどうするかを決を取るしかない。

[議長]

暫時休憩します。

【暫時休憩】

[議長]

再開します。1番。

[1番]

はい。1番、〇〇さんに電話をしましたが、つながりませんでした。

[議長]

それでは、2番の案件につきまして、皆さんの質問もありましたけど、全員の意見として、今回否決ということでよろしいでしょうか。

否決として、挙手をお願いします。

よって本件は、原案のとおり否決することになりました。

日程番号6、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、32ページをお開きください。

議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」です。

農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
登記地目 田 現況地目 雑種地 528㎡  
申請人 〇〇〇〇  
転用目的は、資材置き場です。

担当の委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。5番、説明します。

この案件は、違法使用農地の適正に関わる案件となっております。

場所は34ページを見てもらいますと、上に通っているのが県道〇〇線ですが、〇〇の町境から一つ手前の四つ角を下に下りたところに、黒い部分、ここが申請地となっております。

面積が528㎡。

申請人の〇〇〇〇さんは、そこから左方向へ90mほど行ったところで、〇〇〇という自動車修理工場を経営しておられ、そのための資材置き場として今回の申請地に、部品取り等として古い車等を野積にしておる状況であります。

37ページを見てもらいますと、このように田、前面に廃車を放置して3段ぐらい重なった状態で、相当時間が経っているみたいです。

違法であるとの指摘を受けておりましたが、平成元年頃から使用していたそうで、かねてより代替地を探していたそうですが、なかなか見つからず、やむなくそのままの状態です。

本来であれば、放置車両を撤去して、農地に戻した上での転用申請をしてもらいたいところですが、撤去するために多大な費用と時間を要するため、現状のままで申請させていただけないか、という旨のお願いが添付されておりました。

現状、北側は〇〇〇〇さん所有の水田であり、隣接農地との間に畦畔がついておりまして、土砂の流出は防げます。

雨水は地下浸透として、万一問題が生じた場合は、責任を持って対処するというであります。

また、現状このままの状態です。

新たな費用は発生しないということです。以上、御審議のほどお願いいたします。

[議長]

事務局から、補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、周辺農地の広がりから第1種農地となります。

本来であれば許可ができない農地ですが、周辺に居住する者の業務上必要な施設であって、集落に接続している農地とみなせることから、第1種農地の例外に該当します。

また、先ほど松井委員から御説明のあった通り、代替地の検討もなされており、転用計画はやむを得ないものと判断いたします。

申請地は、農業振興地域の農用地に含まれておりますが、除外申請をされており、令和7年12月15日に11条広告がなされております。

農地法上の転用申請は、11条広告がなされた時点で受付け可能です。

公告から2週間で、異議申し立てはないとのことで、12条公告の途中でありますが、農振除外されるものと思われれます。

雨水、土砂、汚水への対応については、松井委員の御説明の通りですが、水道設備などは設置されないため、雨水、土砂、汚水、それ以外の排水が発生しないことを申し添えます。

また、〇〇水利組合の受益地であるため、小丸川土地改良区の意見書が添付されております。

なお、地区除外決済金の支払いは、済んでいるとのことです。以上、補足いたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号7、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1番から2番まで、2件の案件については、関連がありますので、一括して事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、38ページになります。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
田 ほか3筆 計1,491㎡  
渡し人 〇〇〇〇  
受け人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
田 ほか3筆 計1,491㎡  
渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社  
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番、説明いたします。

所有権移転の案件なのですが、2件とも宮崎県農業振興公社の特例事業、即売りタイプとなります。

〇〇〇〇さんから、宮崎県農業振興公社さんへの有償移転です。

申請地は、〇〇から南へ900mほど行くと、突き当りになります。そこを右折して、30m行った左側です。10号線の下になります。

価格は〇〇〇〇円です。

宮崎県農業振興公社さんから、〇〇〇〇さんへの有償移転です。

〇〇〇〇さんは、ピーマン、水稻を生産されている認定農業者です。

現地を確認したところ、ピーマンが作付けしてありました。

価格は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

採決につきましては、1件ずつ採決することといたします。

1番の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、原案のとおり承認することに決定いたしました。

2番の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって2番の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次の3番から4番まで、2件の案件につきましては、譲受人が、私、坂本弘志の、同居の親族が経営する法人に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、私は、この案件に関する議事に参与することができません。

つきましては、高鍋町農業委員会会議規則第4条第3項の規定により、副会長に議長をお願いします。

ここで、議長を交代します。

暫時休憩いたします。

**【副会長 議長席へ】**

[副会長]

再開いたします。

坂本弘志委員は、退室をお願いします。

**【坂本弘志委員 退室】**

3番から4番まで、2件の案件については、関連がありますので、一括して事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番  
田 ほか3筆 計1,922㎡  
渡し人 〇〇〇〇  
受け人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番  
田 ほか3筆 計1,922㎡  
渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社  
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[副会長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番、説明いたします。  
〇〇〇〇さんから、宮崎県農業振興公社さんへの有償移転です。  
申請地は、先ほど説明したところの斜め前の農地になります。  
価格は〇〇〇〇円です。

次に、宮崎県農業振興公社さんから、〇〇〇〇さんへの有償移転です。  
〇〇〇〇さんは、キュウリ、ナス、水稻を生産されている認定農業者です。  
現地を確認したところ、〇〇〇〇さんがいまして、ハウスの中を片付けているところでした。  
価格は〇〇〇〇円です。以上です。

[副会長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。  
御意見、御質問はございませんか。  
それでは、質問もないようですので、採決いたします。  
採決につきましては、1件ずつ採決することといたします。  
3番の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。  
挙手全員と認めます。

よって3番の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

4番の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって4番の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

坂本弘志委員は、席へお戻りください。

#### 【坂本弘志委員 入室】

これで、私の議長の職を終わりますので、議長を交代いたします。  
暫時休憩いたします。

#### 【坂本弘志委員 議長席へ】

[議長]

それでは、再開いたします。

次に、貸借権設定です。

1番から2番まで、2件の案件につきましては、受け人が、久保田伸博推進委員、本人に関する案件でありますので、高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、久保田伸博推進委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

久保田伸博推進委員は、退室をお願いします。

#### 【久保田伸博推進委員 退室】

それでは1番から2番まで、2件の案件について、順次、説明を行った後に、一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に、一括して採決することといたします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番 田 1, 5 0 4 m<sup>2</sup>  
渡し人 〇〇〇〇  
受け人 久保田 伸博

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を介して久保田伸博さんへ物納での貸借権の設定です。

久保田さんは御存じのとおり、北高鍋地区の推進委員として、水稻、飼料作物、ほかに景観維持としてコスモスなど幅広く耕作されています。

申請地は、〇〇〇〇の東側に 2.5 m ほどの水路があり、その東側の田んぼです。

きれいにロータリーがかけてありました。

契約期間は 10 年で、年間 10 a 当たり白米で 〇〇 k g です。以上です。

[議長]

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番  
田 ほか 2 筆 計 1, 4 2 1 m<sup>2</sup>  
渡し人 〇〇〇〇  
受け人 久保田 伸博

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、久保田伸博さんへ公社を介して賃貸借の契約です。

申請地は、〇〇の前の道路を、東に向かう町道を300mぐらいのところに、東に入る町道があり、進むこと100mぐらい南側の〇〇字〇〇\*\*\*\*番、\*\*\*\*番、\*\*\*\*番の3筆で、1,421㎡の田んぼです。

現地を確認したところ、ロータリーがかけてありました。

契約期間は5年で、年間10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1番から2番まで、2件の案件について、一括して採決することといたします。

1番から2番まで、2件の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって1番から2番まで、2件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

久保田伸博推進委員は、席へお戻りください。

【久保田伸博推進委員 入室】

それでは、次の3番から19番まで、17件の案件について、順次、説明を行った後に、一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは異議がないようですので、順次、説明を行った後に、一括して採決することといたします。

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 ほか2筆 計4,870㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての継続のための賃貸借契約です。

申請地は、〇〇から〇〇の方へ300mほど行くと、左手に\*\*\*\*番\*の農地があります。

更に300mほど行くと、十字路を右折して100m行き、左折して左側に\*\*\*\*番\*と\*があります。2筆ですが、1枚になっておりました。

〇〇〇〇さんは、甘藷、水稻を生産される認定農業者です。

現地を確認したところ、どちらも耕運されていました。

期間は5年間で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

4 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

4 番 農地の所在	大字〇〇字〇〇****番
	田 ほか1筆 計1,487㎡
渡し人	〇〇〇〇
受け人	〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての継続のための賃貸借契約です。

未相続農地で、相続人代表は〇〇〇〇さんです。

申請地は、〇〇から南へ200m行くと、最初の十字路を右折して2枚目の農地が\*\*\*\*番の農地で、そこから戻りまして、十字路からそのまま100mぐらい行くと2つ目の十字路があり、そこを右折して3枚目の農地が\*\*\*番\*です。

〇〇〇〇さんは、甘藷、水稻を生産される認定農業者です。

現地を確認したところ、どちらもきれいに耕運されていました。

期間は5年間で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
田 ほか1筆 計2,665㎡  
渡し人 〇〇〇〇  
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介して継続のための賃貸借契約です。

申請地は、〇〇地区にある〇〇の一番東側の出入口から、南へ150m行き、突き当たりを右折して、30mぐらい行った左側の農地になります。

現地を確認したところ、2筆ですが1枚になっておりました。きれいに耕運されていました。

期間は5年間で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

6番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、42ページになります。

6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番 畑 1,408㎡  
渡し人 〇〇〇〇  
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての賃貸借契約です。

申請地は、〇〇から〇〇に行く道があるのですが、〇〇方面へ900mぐら  
い行くと、左側に〇〇があります。その手前、横の農地になります。

〇〇〇〇さんは〇〇に住んでおり、飼料作物を生産される認定農業者です。

現地を確認したところ、雑草が生えていました。

期間は5年間で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

7番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

7番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番 畑 2,035㎡  
渡し人 〇〇〇〇  
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての賃貸借契約です。

未相続農地で、相続人代表は〇〇〇〇さんです。

申請地は先ほど説明した、〇〇\*\*\*\*番の隣の農地になります。

現地を確認したところ、こちらも雑草が生えていました。

期間は5年間で、賃借料は10a 当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

8 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

8 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 畑 906 m<sup>2</sup>

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての賃貸借契約です。

申請地は、先ほど説明した農地の道路を挟んで斜め前の農地になります。

現地を確認したところ、こちらも雑草が生えていました。

期間は5年間で、賃借料は10a 当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

9 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、43 ページです。

9 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 田 796 m<sup>2</sup>

渡し人 ○○○○  
受け人 ○○○○

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、説明いたします。

○○○○さんから、○○○○さんへの農地中間による期間満了に伴う継続の賃貸借契約です。

申請地は、○○にあります。

○○線に○○○○があります。向かい側に○○○○があります。その西側の道路を○○の方へ進みますと、大きな用水路があります。水路を越して右側の農道を 50 m ぐらい進みますと、左側に現地があります。

耕運されておりました。

賃料は 10 a 当たり 100 kg で、期間は 10 年間ということです。

○○○○さんは、白菜、キャベツ、水稻を生産されている認定農業者です。以上です。

[議長]

10 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

10 番 農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番\* 田 1, 092 m<sup>2</sup>

渡し人 ○○○○

受け人 ○○○○

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの賃貸借契約です。

申請地は、〇〇です。

〇〇線を〇〇バス停の方へ進みますと、〇〇が左側にあります。左に入り80mぐらい進みます。右側農道に進みますと、右側5枚目に現地はあります。きれいに草が刈ってありました。

〇〇〇〇さんは、水稻、飼料作物、甘藷を生産される認定農業者です。

賃料は10a当たり〇〇〇〇円で、期間は5年間ということです。以上です。

[議長]

11番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、44ページになります。

11番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 ほか1筆 計2,667㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の委員より御説明お願いいたします。

[議長]

2番。

[2番]

はい、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を通して〇〇〇〇さんへの賃貸借契約でございます。

申請地は未相続農地でありまして、相続人は〇〇〇〇さんです。

賃貸契約の場所は〇〇、〇〇の〇〇をずっと下りていきますと、右カーブになりますが、右カーブのところでございます。

申請地は、ロータリーをかけた状態でございます。

賃料につきましては10a当たり〇〇〇〇円、期間につきましては5年間でございます。以上です。

[議長]

1 2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

1 2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
畑 ほか1筆 計6, 5 4 6 m<sup>2</sup>  
渡し人 〇〇〇〇  
受け人 〇〇〇〇

担当の委員より御説明お願いいたします。

[議長]

2 番。

[2 番]

はい、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を通して〇〇〇〇への賃貸借契約でございます。

場所は、〇〇でございます。

先ほど言いましたけども、〇〇の坂を下った、先ほど〇〇〇〇さんの案件のすぐそばでございます。申請地を確認したところ、ハウスは立っていたのですが、まだ草がうっそうとしている状態で、今から手を入れられるのだろうと思っております。

賃貸料につきましては、1 0 a 当たり〇〇〇〇円でございます。

期間につきましては、5 年間でございます。以上です。

[議長]

1 3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

1 3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
畑 ほか2筆 計3, 4 2 1 m<sup>2</sup>  
渡し人 〇〇〇〇  
受け人 〇〇〇〇

担当の委員より御説明お願いいたします。

[議長]

2番。

[2番]

説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を通して〇〇〇〇への賃貸借契約でございます。

場所は〇〇でございますが、〇〇〇〇の事務所の手前に〇〇がありますが、  
〇〇のすぐ横でありまして、申請地は麦が作付けされておりました。

賃料につきましては、10a当たり〇〇〇〇円でございます。

期間は2年間ということでございます。

[議長]

14番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

14番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

畑 ほか1筆 計1,665㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の委員より御説明お願いいたします。

[議長]

2番。

[2番]

はい、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を通して〇〇〇〇さんへの賃貸借契約でございます。  
す。

場所は、〇〇でございます。

〇〇〇〇の真ん前とその手前に〇〇さんがありますが、その少し奥の方に当たるところでございます。

申請地は、きれいにロータリーがかけた状態で行きました。

賃料につきましては使用貸借で、期間は5年間でございます。

[議長]

15番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

15番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番 畑 5,751㎡  
渡し人 〇〇〇〇  
受け人 〇〇〇〇

担当の委員より御説明お願いいたします。

[議長]

2番。

[2番]

はい。説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を通して〇〇〇〇さんへの賃貸借契約でございます。

場所は、〇〇でございます。

期間は2年間で、賃借料は〇〇〇〇円でございます。

[議長]

16番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、46ページになります。

16番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
田 ほか1筆 計3,109㎡  
渡し人 〇〇〇〇  
受け人 〇〇〇〇

担当の委員より御説明お願いいたします。

[議長]

7番。

[7番]

はい。7番、説明します。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇への農地中間管理事業での利用権設定です。

申請地は、〇〇の信号機を西へ〇〇に向けて進み、〇〇を過ぎ進路は道なり、直進〇〇方面に行き、〇〇手前の道路北側の斜面にソーラーパネルがあり、南側田んぼ2筆が1枚となっていました。

現地を確認したところ、ロータリーがかけてありました。

〇〇〇〇は、甘藷、水稻などを生産される認定農業者です。

借賃は10a当たり〇〇〇〇円で、期間は令和8年3月1日からの5年間ということです。以上です。

[議長]

17番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

17番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 畑 7, 842㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を介して〇〇〇〇さんへの賃貸借契約です。

〇〇〇〇さんは〇〇在住で、キャベツ、白菜などを生産されている認定新規就農者です。

場所は、〇〇〇〇の300mほど南西にある農地です。

現地を確認したところ、きれいに耕運してありました。

期間は10年で、10a当たりの賃借料は〇〇〇〇円とのことです。以上です。

[議長]

18番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

18番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 畑 7,051㎡  
渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社  
受け人 〇〇〇〇

担当の委員より御説明お願いいたします。

[議長]

2番。

[2番]

はい。説明いたします。

会社を通して〇〇〇〇さんへの賃貸借契約でございます。

所有者は〇〇〇〇さん、令和4年度より中間契約をしております、今回、耕作者が変更となるため、会社との新たな耕作者である〇〇〇〇さんに賃貸契約となります。

賃料は10a当たり〇〇〇〇円で、期間は6年間でございます。

[議長]

19番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

19番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
畑 ほか1筆 計4,408㎡  
渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社  
受け人 〇〇〇〇

担当の委員より御説明お願いいたします。

[議長]

2番。

[2番]

はい、説明いたします。

公社から、〇〇〇〇さんへの賃貸借契約でございます。

申請地は、〇〇〇〇さんが令和7年5月より農地中間契約をしておりましたが、今回、耕作者が変更となるため、公社との新たな耕作者である〇〇〇〇との賃貸借契約になります。

場所は、〇〇でございます。

〇〇〇〇さんは〇〇をされておりまして、飼料を作るということでございます。

期間は令和17年までの残任期間ということで、前の耕作者の関係で、残任期間の契約となっております。

[議長]

事務局、担当推進委員等の説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

3番から19番まで、17件の案件について、一括して採決することといたします。

3番から19番まで、17件の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって3番から19番まで、17件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号8、議案第5号「令和8年度高鍋町農作業料金（参考）の承認について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、48ページをお開きください。

議案第5号「令和8年度高鍋町農作業料金（参考）の承認について」です。

この件につきましては、農地法第52条に基づき、情報提供を行うものです。

本案は、1月14日に開催されました、西都児湯管内市町村農業委員会事務局長会議において、協議された結果をもとに作成しております。

令和7年度からの変更点といたしましては、表の上から3番目の荒代、植代、田植（機械植・側条施肥）、コンバイン刈取までと、3つ下になりますが空中防除（ドローン）について金額が上がっております。

空中防除（ドローン）につきましては、今回から水稻防除とその他防除の2項目が出来て、それぞれ料金が設定されています。

その下になりますが、一般作業につきまして、下から4行目あたりになりますけれども、最低賃金の改定に伴い、昨年より金額が上がっております。

この農作業料金は、あくまでも参考であり、圃場の状況等により、当事者間の話し合いで決定すること、時間賃金は最低賃金法に基づく金額を、分かるように表示して公表することといたしております。以上で説明を終わります。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

はい、どうぞ。

[1番]

最近の物価高で上がったのは分かるのですが、逆に上がらなかったのはなぜでしょうか。

1番、2番、荒田耕起、機械あぜぬり、定置脱穀です。定置脱穀は、最近こちらでは見受けられないと思うけど。

いっそのこと全部上げればよかったのにと思っています。

[事務局]

会議の中で、過去に上がっているもの等も踏まえて、県内の各作業団体、市町村で決めています。

児湯管内、一番多いのが尾鈴農業公社に準じているのですが、準じている一つの理由は、川南と都農については、その金額をそのまま使うというところがあるので、郡内で統一するなら、よほどの理由がない限りそこに合わせていこうというところが、過去からの流れではあります。

ほかの今言われた部分で、燃料が大きく影響していないもの、賃金等が絡むところについては、作業賃が必然的に上がってくるものになるので、それではない燃料とか少し大きい作業について金額を検討したときに、よその地域と比べてあからさまに児湯地域が安いところについて、今回上げたということにな

ります。

ドローンについては、御存じかと思えますけど、米にかかる手間とそれ以外の甘藷とかにかかる部分が違うので、そこに関しての手間とかバッテリーの消耗とか踏まえて、若干そこを区別しました。

以前が1,800円税込みで、農薬別だったので、尾鈴公社については、16倍までと16倍を超えるものとの金額の設定をしているようですが、分かりづらいというのもありまして、作物で水稲と水稲以外のものという区別をしたところがございます。金額を決めた根拠はそういう感じです。

県内での最高額、最低額もろもろ検討していきまして、先ほど言われました、上がっていないという、例えばですけど、あぜぬりが児湯管内で55円、安いところでJAはまゆうは48円、高いところでえびのが110円、国富が60円となっており、真ん中あたりということで今回は変わらない。

各部門を比較して、しております。

逆に児湯管内が高いものもありました。そういうところは、そのまま据置になっている部分もありますし、変更した部分もあります。

#### [1番]

作業受託する側として料金の提示をするときに、これに基づいてということに大体なると思うのですよ。そのときに、畑やら上がってないがねと、何でこんなだけ上げているのとなって、そこで、いや近年、油も上がっているし、何もかも高騰しているから、と大体言う理由になってくるのですが、その理由が成立していないというか、小さいことだけど、そこが作業受託者と依頼者に説明で難しいところだと思います。実際にやっている側としては。

#### [事務局]

多分そういう話にもなるだろうというの、局長会の中でも出ました。

ただ、一番の問題点は、実際受けている方から要望が一切上がっていません。会で協議する前に、本来受けた時点で上がっていないという話も実際ありました。

3年ぐらい金額改定していません。

最低賃金以外の分を変更していないのもありまして、今回上げたというところもあります。

言われるように児湯管内でというところに高鍋とか一番大きいのが、尾鈴公社、川南の農家さんが高鍋に持っていったり、高鍋の農家が川南に持っていたりというところの関係もありまして、そこの差があまりつけられないという

実情もあります。

そこあたりも協議をしながら、若干違うものもあります。

あくまで郡内で決まった中のものを、そのまま絶対使えということでもないです。各町で定めているところもあります。川南については、そのまま使う。

項目も違うのもあると。地域によってはその項目を分けずに、もっと大まかなものしか決めないというのも児湯管内にあります。

高鍋町は今までの流れの中で、基本的に分割されているものは分割して表示をしています。

言われたように、上がっているもの、ないものあると言うけど、多分頼む側からすると、安いにこしたことはないから、来年からにしてという言葉が一番多いのだと思います。

このドローンの金額を決めたのも、当初私が来た1年目のときにあった話で、高鍋の農家さんからの何件か要望がありました。それで郡内の会議にかけて、金額を決めたということもあります。

持田あたりの農家さんの、水稻の関係の方から出た話でした。何名かで来られて、こういう協議はできないのだろうかと言うので、ではそれを持っていきますねという話で。橋口委員も多分そのときに、いろいろ意見くださったと思いますけど。

あと〇〇の〇〇屋さんが最初の頃にしていたという話もあると。

機械も大きくなっているから、特にドローンは小さいのから大きいのもであるみたいで、その辺りも踏まえて、していかないといけないので。

今後も地域の方から要望があると、大体この協議が年明けてからとなるのですけど、事前に11月、12月とかに大体郡内で協議をしています。秋口ぐらいまでに意見等もらえると、協議に持っていけるので、そういう意見があると非常にありがたいなどは思っています。そんな感じでございます。

[1番]

分かりました。説明ありがとうございます。

[議長]

それでは、ほかに質問はないでしょうか。

なければ採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。  
これもちまして、令和8年第1回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 15時29分)